

意見書案第2号

「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成25年9月13日提出

提出者議員	野 尻	清
賛成者議員	石 黒	武 美
〃	豊 岡	義 博
〃	宮 下	透
〃	天 崎	弘
〃	大 坂	龍 起
〃	篠 原	藤 雄
〃	斉 須	正 友
〃	上 田	久 司

## 「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書

平成24年6月21日に「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下「原子力事故子ども・被災者支援法」という。）が議員立法により全会一致で可決・成立した。

この法律は、原子力事故の被災者への幅広い支援策として、被災者の支援対象地域における居住、ほかの地域への移動及び移動前の地域への帰還を選択する権利の尊重、特に胎児を含む子どもへの健康被害の未然防止、放射線の影響を調査する健康診断、原子力事故の放射線による被曝に係る医療費減免などが盛り込まれ、それらを国の責務において推進することを定めた画期的なものである。

一方、原子力事故子ども・被災者支援法は理念・枠組みのみを規定しており、支援対象地域の範囲、支援施策の内容、自治体との連携、予算措置などの具体化はこれからの課題となっている。北海道内においても原子力事故から避難してきた方々が、避難生活にかかわるさまざまな困難を抱えて生活しているが、公的な支援は限られている。

よって、国においては、次の事項について早急に実施するよう強く求める。

### 記

- 1 原子力事故子ども・被災者支援法第14条に基づき、被災者の意見を十分に反映する措置を速やかにとること。
- 2 原子力事故子ども・被災者支援法に定められた基本方針を早急に定めるとともに、当該基本方針に基づく各種の施策を早期に具体化し、予算措置を講ずること。また、地方自治体が行う関連施策に対しても国が支援を行うようにすること。
- 3 被災者の移住または一時保養等について、被災者及び受け入れ地域の諸団体の財政的負担を軽減するために、助成金の交付等、予算措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成25年9月 日

岩見沢市議会

### 提出先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
復興大臣